

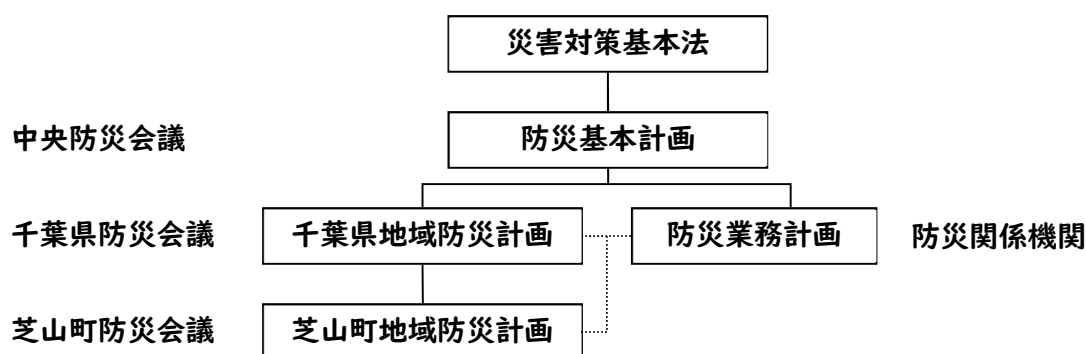
# 令和5年度 芝山町地域防災計画の修正概要

令和6年3月

## 第1 計画の位置付け

芝山町地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定により、芝山町防災会議が作成する計画で、防災関係機関や公共的団体、その他の住民がその全機能を発揮して、災害による被害の軽減、住民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的としている。

この計画は、国の防災基本計画及び千葉県地域防災計画との整合性を有しつつ、地域の特性や災害環境にあわせた芝山町独自の計画である。



## 第2 修正の背景

現行の芝山町地域防災計画は、平成28年の熊本地震や同年の台風10号など、各地で発生した大規模災害の教訓を踏まえて改正された災害対策基本法や防災基本計画を反映して平成31年2月に修正した。

その後も、令和元年の房総半島台風や東日本台風、令和2年7月豪雨など各地で発生した大規模災害の教訓を踏まえ、国においては、防災関係法令等の改正、防災基本計画の修正及び関連する指針の改訂を行っている。

千葉県においても、千葉県地域防災計画を修正したほか、千葉県大規模災害時応援受援計画の修正や、令和元年台風15号等災害対応検証会議等を行い、防災力の強化を推進している。

本町においても、国土強靱化地域計画の策定、ハザードマップの改訂、避難所運営マニュアルの作成、災害協定の拡充など地域防災力の充実を図ってきた。また、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に指定されたことから、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画の策定が必要となっている。

これらを踏まえ、防災関連法令の改正や上位計画の修正等との整合を図り、本町の防災体制及び災害対策をより実効性の高いものとするため、芝山町地域防災計画の修正案を作成した。

## 第3 修正概要

### 1. 計画の構成

芝山町地域防災計画は、総則編と災害事象別の震災編、風水害編、大規模事故編で構成している。また、災害事象別の各編は、平常時の取組（災害予防計画）、災害時の対応（災害応急対策計画）及び災害からの回復（復旧・復興計画）の3つのステージで構成している。

今回、震災編の附編に「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画」を、大規模事故編に「大規模停電対策計画」を新設した。

#### 〈芝山町地域防災計画の構成・概要〉

編構成	概要
総則編	▶ 計画の目的、防災関係機関の業務大綱、災害に関わる地域の自然環境、社会環境、災害履歴、災害想定等を記載
震災編	▶ 災害予防計画では、地震に強い地域づくり、社会づくり、住民等の防災力の向上などハードとソフトの両面から減災施策を記載 ▶ 災害応急対策計画では、災害対策本部等の防災体制、災害防御活動、被災者支援策などを記載 ▶ 復旧・復興計画では、生活再建支援策、復旧・復興措置などを記載 ▶ 附編「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画」を新設 ▶ 南海トラフ地震関連情報発表時の対応等を新設 ※東海地震関連情報の発表が行われなくなったことから、現行の「東海地震対策計画」を廃止した。
風水害編	▶ 災害予防計画では、治水、砂防、水防活動の備えなどを記載 ▶ 災害応急対策計画では、大雨、洪水時の水防活動、避難対策などを記載 ▶ 復旧・復興計画では、生活再建支援策、復旧・復興措置などを記載
大規模事故編	▶ 大規模火災、林野火災、危険物等災害、航空機災害、道路災害、放射性物質事故、大規模停電※の予防計画、応急対策を記載 ※令和元年房総半島台風による大規模停電を踏まえて新設した。

### 2. 主な修正事項

#### (1) 関係法令との整合

##### ア 災害対策基本法（以下「基本法」という。）の改正に伴うもの

- ▶ 避難勧告と避難指示が「避難指示」に一本化されたこと、災害が切迫して立退き避難が危険な場合は「緊急安全確保」を発令すること、避難情報の発令時は避難対象地区に加えて避難対象者を明示することとなったことから、これらに対応した避難計画に修正した。

【震災-2章-5節、風水-2章-5節】

- ▶ 避難指示等の発令時に町内に緊急避難場所等を確保できず、他市町村への立退きが有効な場合は、当該市町村長と協議して広域避難を実施することとした。

【震災-2章-5節、風水-2章-5節】

- ▶ 芝山町避難行動要支援者避難支援計画に基づいて作成する個別支援計画は、基本法に基づく「個別避難計画」として整備し、避難行動要支援者及び避難支援等実施者（当該個別避難計画に氏名等が記載された避難支援等の実施者）が同意した場合は避難支援等関係者に対して個別避難計画情報を必要な限度で提供することとした。【震災-1章-7節】

また、災害が切迫して避難支援に必要な場合は、避難行動要支援者名簿と同様に個別避難計画情報を必要な限度で避難支援等関係者に提供することとした。

【震災-2章-7節、風水-2章-8節】

- ▶ 福祉避難所は、受入れ対象とする要配慮者の種類等を特定し、「指定福祉避難所」として指定、公示することとした。【震災-1章-5節】

## イ 水防法の改正に伴うもの

- ▶ 浸水想定区域の想定規模が計画規模（概ね 50 年に1回の大雨）から想定最大規模（概ね 1000 年に1回の大雨）に変更され、町内に影響する木戸川、栗山川の洪水についても浸水想定区域が修正されたことから、想定最大規模の浸水予測の特徴（浸水深・範囲、家屋倒壊危険区域等）を明記した。【総則-4節】

## ウ 災害救助法、被災者生活再建支援法の改正に伴うもの

- ▶ 災害発生のおそれがある場合は、発災前から必要に応じて災害救助法が適用され、避難所の設置等の事務が対象経費となったこと、災害ボランティアセンターを社会福祉協議会等に委託する場合の調整事務が対象経費となったことから、災害救助法適用時には、これらの事務の費用負担を心配することなく円滑に対応することを追加した。

【震災-2章-15節、風水-2章-15節】

- ▶ 災害救助法による被災住宅の応急修理の支援対象が“半壊に準ずる程度の損傷（準半壊）”に拡充されたこと、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給対象に中規模半壊世帯が追加されたことから、被害家屋認定調査や罹災証明では中規模半壊、準半壊の区分を設けるとともに、準半壊の被災世帯に被災住宅の応急修理を支援することを追加した。

【震災-2章-12節、風水-2章-13節】

## エ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策特別措置法によるもの

- ▶ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策特別措置法に基づく地震防災対策推進地域に指定されたことから、後発地震への注意を促す情報※が発表された場合の防災対応や平時の備え等を明記した。【震災-附編】

※日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の想定震源域及び想定震源域に影響を与える外側のエリアでマグニチュード7以上の地震が発生し、大規模な地震が後発する可能性が高まった場合に気象庁が発表する。

## (2) 上位計画等との整合

### ア 防災基本計画（以下「基本計画」という。）の修正や国の指針の改訂

- ▶ 住民がとるべき行動が直感的に理解できるように設定された「5段階の警戒レベル」に合わせ、

また、避難情報のガイドラインの改訂を踏まえ、洪水、土砂災害等を対象とした高齢者等避難（レベル3）、避難指示（レベル4）、緊急安全確保（レベル5）の発令基準を修正した。

【風水-2章-5節】

- ▶ 総務省が創設した「応急対策職員派遣制度」を活用し、災害マネジメントを支援する「総括支援チーム」や避難所運営・罹災証明等を支援する「対口支援チーム」の派遣を要請することを追加した。【震災-2章-3節、風水-2章-3節】
- ▶ 国の新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを踏まえ、避難所の過密を防止する避難行動の普及、避難所における衛生管理、避難者の健康管理を適切に行うことを追加した。【震災-1章-6節、震災2章-5節、風水-2章-5節】
- ▶ 東海地震関連情報の発表が行われなくなったこと、南海トラフ地震関連情報の発表が開始されたことから、震災編の「東海地震対策計画」を「南海トラフ地震関連情報発表時の対応計画」に変更した。【震災-2章-17節】

#### イ 千葉県地域防災計画の修正や県の調査・指針の改訂

- ▶ 令和元年房総半島台風における災害教訓を踏まえ、県職員へのプロアクティブの原則の普及、台風の暴風域に入る確率等を考慮した早期の非常配備体制が導入されたことを踏まえ、本町においてもプロアクティブの原則の普及や非常配備基準の見直しを行った。【震災-1章-9節】
- ▶ 大規模災害時に県が市町村への情報連絡員を早期に派遣する体制を導入したことを踏まえ、県の情報連絡員との連携体制を追加した。【震災-2章-1節、風水-2章-1節】

### (3) 町取組の反映

#### ア 「国土強靱化地域計画」の策定

- ▶ 地域の国土強靱化施策の指針となる芝山町国土強靱化地域計画を策定したことを踏まえ、国土強靱化に関する防災、減災施策はこの計画と整合を図り、推進することを明記した。

【総則-1節】

#### イ 芝山町総合防災ハザードマップの修正

- ▶ 水位周知河川（木戸川、栗山川）の想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域や最新の土砂災害警戒区域に対応したハザードマップに改訂したことを踏まえ、このマップを活用して災害危険箇所や避難行動を普及することを追加した。【震災-1章-2節、風水-1章-2節】

#### ウ 避難所運営マニュアルの作成

- ▶ 町職員、施設管理者、自治会・自主防災組織の役員等による避難所の開設・運営要領を明確にしたマニュアルを作成したことから、平時から開設・運営体制の整備、訓練等を行い、災害時は円滑に実行することを明記した。【震災-1章-6節】

#### エ 災害協定の拡充

- ▶ 県ペストコントロール協会との防疫業務に関する協定、東京電力との停電復旧に関する協定など多数の団体・企業と災害協定を新たに締結したことを踏まえ、災害応急対策においてこれら

の協定を活用することを追加した。

【震災-2章-3節ほか】

#### (4) 令和元年房総半島台風等の教訓

- ▶ 令和元年房総半島台風災害における大規模停電対応の問題やその後の改善例を踏まえ、暴風による倒木等に起因する大規模停電の予防、大規模停電発生時の電力の早期復旧、重要施設の非常用電源確保対策などを明記した大規模停電対策を新設した。

【大事故-2章-8節】

## 第4 修正経過

修正に当たっては、芝山町防災会議、関係機関との事前協議、パブリックコメントなどを通じて関係者や住民等の意見を反映した。

### 〈令和5年度 芝山町地域防災計画修正経過〉

時期	内容	備考
4月～7月	修正の準備、修正方針案の作成	
8月	第1回 町防災会議(対面)	修正方針案の審議
8月～10月	素案の作成	
11月	第2回 町防災会議(書面)	素案の検討
11月～12月	関係機関との事前協議	//
1月～2月	パブリックコメント	
3月	第3回 町防災会議(対面)	最終案の審議
	地域防災計画の確定・公表、県への報告	